

資 料

I 個別報告要旨 (2026年10月10日)

(1) 第1部会

ア 契約の相互依存性の根拠について ——フランス法からの示唆——

北海道大学准教授 氷見哲洋

複数の契約の間に、いずれかが消滅すれば（またはその消滅原因があれば）他の契約も消滅すべきこととなるという関係——「契約の相互依存性」と呼ぶ——が認められるのは、どのような場合か。この問いに答えるべく、本報告は、契約の相互依存性の理論的根拠について、フランス法を参照しつつ論じる。

日本の最高裁は、明文の規定によらない契約間の影響関係を認めることがある。契約の相互依存性を認めた最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁（いわゆるリゾートマンション事件）も、その一例である。この判決において、最高裁は、同一当事者間で複数の契約が結ばれた場合に、そのいずれかにおける債務不履行を理由として他の契約をも解除するための要件を定式化した。

この判決を契機として、学説では、契約総論のレベルで契約の相互依存性の要件論を構築する試みが活発に行われたが、議論の収束には至っていない。この判決を所与のものとして論じるとしても、複数の契約の当事者が異なる場合はどうか、法定解除以外での消滅の場合はどうか、といった点について、定説はない。こうした要件論をめぐる問いに答えるためには、契約の相互依存性の理論的根拠についての態度決定が必要である。

そこで、本報告は、契約の相互依存性の根拠をめぐるフランス法での議論から示唆を得ることを試みる。特に注目するのは、当事者らの意思にいかなる役割を与えるかという点である。フランス法の学説では、契約の相互依存性はそれを設ける旨の合意によってのみ生じうるとする立場と、そのような合意への還元を否定する立場とが、対立している。破毀院の判例および2016年に新設された民法典1186条2項・3項は、前者の立場からの強い批判を浴びながらも、後者の立場に与しているように見受けられる。それでは、当事者らの合意に基づかない契約の相互依存性を認める後者の立場は、どのように正当化されうのか。また、この立場のもとでしばしば要件に組み込まれる「認識」という主観的態様には、どのような位置づけを与えるべきなのか。これらの点の検討を踏まえて、本報告は、日本法における契約の相互依存性の理論的根拠を論じ、要件論の構築に向けた提言を試みる。また、この研究が他の場面における契約間の影響関係の理論化に対して与える示唆についても、若干の検討を行う。

参考文献

氷見哲洋「契約の相互依存性の根拠について——フランス法における議論の展開（1）～（4・未完）」法学協会雑誌142巻1・2号1-52頁、同3・4号191-234頁、同5・6号368-419頁（以上、2025年）、143巻7号1556-1608頁（2026年）

イ 複数行為者の不法行為責任に関する基礎理論的考察 ——民法719条1項後段の責任の意義と限界——

静岡大学専任講師 尾 藤 司

本報告は、複数行為者による不法行為に関する責任規範のうち、民法719条1項後段（以下「1項後段」という）について、原因競合の態様に依拠しつつ、その意義および限界について明らかにすることを目的とするものである。本報告の端緒は、1項後段をめぐる以下の2つの問題状況にある。

第1に、1項後段は、「共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができない」場合——加害者不明（択一的競合）の場合——において、各行為者に連帯責任を課す。同段の趣旨は、加害者が不明であることにより賠償が認められないのは被害者にとって酷であることから、「公益上」の理由に基づいて被害者を保護する点にあるとされる。しかしながら、各行為と結果との間の因果関係の立証困難は、択一的競合の場合にのみ生じるものではない。そうした中であって、民法典が択一的競合の場合に限定して因果関係の立証困難から被害者を保護する規定を置いている理由については、民法典起草段階から今日に至るまで、十分に解明されているとは言い難い。

第2に、近時、寄与度不明（累積的競合）のうち民法719条1項前段が適用されない場合において、1項後段を類推適用すべきとする見解が主張されている。これによると、加害者不明の場合と寄与度不明の場合との間に被害者救済の必要性の点で差がない以上、後者の場合においては1項後段が類推適用され、減免責を許す連帯責任が成立することとなる。この見解は、各行為に全部惹起力がない場合において、1項後段の類推適用による連帯責任の成立を肯定する点に特徴がある。しかしながら、各行為に全部惹起力がないにもかかわらず何ゆえ連帯責任が正当化されるのかについて、この見解は十分な説明を行っているとは言い難い。

以上のような問題を解決するため、本報告は、ドイツ法との比較法研究を行う。これを通じて、本報告は、複数行為者の不法行為責任における1項後段の意義、同段の趣旨、および、寄与度不明の事例に関する法的取扱いにつき、一定の知見を導き、これをもって、1項後段の意義および限界を明らかにすることを試みるものである。

参考文献

拙稿『複数行為者の不法行為責任に関する考察——民法719条1項後段の責任の意義と限界』（法律文化社、2025年）

ウ 売買における契約不適合責任の現代的展開

——EUにおける「修理する権利」に関する指令の成立とドイツ売買法の改正を素材として——

大阪公立大学教授 古 谷 貴 之

近年、持続可能な社会への移行が進展する中で、売買をめぐる取引環境にも変化が生じつつある。電気・電子製品を中心に、修理しやすい商品が市場に供給され、また、リファービッシュ品（認定整備品）の市場が拡大するなど、取引の対象となる物にも顕著な変化がみられる。製品を可能な限り長く使用し続けることに価値を見出すこうしたビジネスモデルの背景には、「循環型経済」（サーキュラー・エコノミー）の考え方がある。

本報告は、このような現代社会における取引環境の変化が民法（売買契約法）にいかなる影響を及ぼすかという観点から、売買契約法の中心的な規定である契約不適合責任（民法562条以下）に焦点を当てて検討を試みる。検討に際しては、循環型経済と売買法（契約不適合責任）との関係について近年著しい進展がみられるEU法及びドイツ法を素材とし、日本法との比較を行う。

具体的には、まず、2019年の物品売買指令（EU）2019/771及び同指令を国内法化した2022年のドイツ売買法改正の内容を概観する。そのうえで、2024年の「修理する権利」に関する指令（EU）2024/1799（以下「修理権指令」という。）の成立と、同指令による物品売買指令の改正について検討する。修理権指令は、物品売買指令の改正を通じて、従来の契約不適合責任制度に重要な変更を加えている。すなわち、同指令は、契約適合性の客観的要件の中に「修理可能性」を含めるとともに、消費者が追完方法として修補を選択した場合に売主の責任期間を延長する制度を導入している。加えて、同指令は、責任期間の延長に係る売主の情報提供義務に関する規定や、履行の追完（取替え）に際して消費者の明示的な要求がある場合に売主がリファービッシュ品を提供できる旨の規定も新設している。修理権指令による物品売買指令の改正は、従来の契約不適合責任制度の基本構造を維持しつつも、物の「修理（リペア）」を軸とした新たな制度を導入した点に重要な意義がある。ドイツにおいては、主にドイツ民法典の改正を通じて、修理権指令の国内法化が行われている。

本報告においては、循環型経済への寄与という観点から契約不適合責任制度を再定位しようとする近時のEU法及びドイツ法の動向を明らかにするとともに、そのような法制度の展開が将来のわが国における契約不適合責任制度のあり方を考えるうえでいかなる示唆を与えるのかについて検討を行う。

参考文献

古谷貴之『民法改正と売買における契約不適合給付』（法律文化社、2020年）、同「物品の売買契約に関する新たなEU指令の分析」産大法学54巻1号127-155頁（2020年）、同「循環型経済と売買における契約不適合給付」産大法学57巻3＝4号193-249頁（2024年）

(2) 第2部会

ア 子会社事業の被害者に対する親会社の不法行為責任

大阪大学准教授 木下 岳 人

本報告は、子会社の事業活動によって第三者の法益が侵害された場合を念頭に、(1)親会社も第三者に対して直接に不法行為責任を負担しうること、および、(2)かかる法的責任の具体的な検討プロセスについて分析を行うものである。

株主有限責任制度のもとでは、直接の加害者である子会社が無資力により損害賠償債務を支払えない場合であっても、親会社（株主）の責任はその出資額に限定され、それを超える損失負担は生じないことが原則である。もっとも、自ら子会社の事業運営やリスク管理に対して強い影響力を行使していた場合など、親会社を法的責任から遮断することが躊躇われるような場面も存在する。また、株主有限責任制度それ自体が、企業の不適切なリスク・マネジメントを助長するという構造的な弊害も指摘されている。

我が国においても、主に商法の分野において先行研究が積み重ねられ、株主への責任追及を可能とするために複数の有力な法律構成が提唱されてきた。しかし、それらはいずれも現実の訴訟活動において依拠するにあたっては一定の課題があり、未だ裁判実務において確立した地位が形成されるには至っていない。

諸外国においても似たような状況であったが、近時、この論点に関して大きな発展を遂げたのが英国法である。英国では、子会社従業員の健康被害に対する親会社の不法行為責任を認めた高等法院判決を皮切りに、子会社事業の加害結果について親会社の不法行為責任を追及する訴訟が相次いだ。そして、近時の2件の最高裁判決により、一定の事実関係のもとでは加害結果の発生防止に向けて子会社の指導・監督行うべき義務が親会社に課せられ、かかる義務違反に基づき親会社自身にも不法行為責任が生じうることが確立した。

米国においても、子会社の不適切なリスク・マネジメントに関与した親会社が、不法行為責任を含む独自の法的責任（参加責任）を負担する可能性が認められてきた。現実には不法行為責任を肯定することについては裁判所が謙抑的な姿勢を示していたが、2007年にはイリノイ州最高裁判所の判決によって親会社が実質的に敗訴し、巨額の和解金を負担したことから、実務的にも大きな衝撃をもって受け止められた。

本報告は、こうした英米における判例の発展から示唆を得て、日本法においても親会社の不法行為責任を導くことが可能であること（近時の判例や有力な学説とも整合すること）を主張し、もってグループ企業間におけるリスク分担や親会社の法的責任の在り方について再構成を試みるものである。

参考文献

木下岳人『子会社事業の被害者に対する親会社の不法行為責任』（商事法務、2025年）

イ 同族会社における少数派株主の救済 ——日米家族法の視点から——

東北学院大学講師 岩 城 円 花

本報告では、閉鎖会社のうち、特に家族経営の会社に焦点を当て、多数派株主による抑圧を受けた少数派株主に対する救済のあり方を検討する。

閉鎖会社では所有と経営とがほぼ一致し、株主が経営に参加するが多い。そのため、株主間に不和が生じると、少数派株主は多数決原理のもと経営から容易に排除される。また、多数派株主が自らを取締役に選任したうえで、剰余金の配当を行わず会社の収益を取締役報酬として受領することで、少数派株主は経済的利益の分配からも排除される。このような多数派株主による不当な行為ないしその状態を、本報告では「抑圧」と称する。閉鎖会社の少数派株主は、公開会社の株主と異なり、株式を市場で売却して投下資本を回収し、かかる抑圧から逃れることができない。

また、家族経営の会社の株主は、会社法が予定するような、投資家としての利益を最大化する合理的な交渉人であるとは限らない。相続や贈与により交渉を経ずに株式を取得する場合があるうえ、情愛、忠誠心、敵意等の感情や家族内の力関係により、事前の交渉によって自己の利益を十分に確保できないためである。

したがって、閉鎖会社かつ家族経営である同族会社の少数派株主は、株式の非流動性と事前の交渉の困難性という二重の制約のもとで抑圧に晒されており、会社法が予定する以上の法的保護を検討する必要がある。

しかし、現行会社法は、抑圧を受けた少数派株主を十分に保護しない。また学説は、株式買取等の救済策を模索してきたものの、抑圧の認定基準が不明確であること、柔軟な救済方法の検討が不十分であること、および家族経営の特性が十分に考慮されていないことといった課題が残されている。

一方、近年、米国では、同族会社の株主を、配偶者と同様に事前の交渉を必ずしも信頼できない「非合理的な交渉人」と捉え、家族法の法理を会社法へ応用する見解が主張されている。かかる見解は、家族法における財産分配法理を会社法の文脈に応用することで、同族会社の少数派株主に新たな救済を与える可能性を示すものである。

そこで本報告では、米国の議論を手がかりに、家族法上の財産分配法理を同族会社の少数派株主の救済に応用する可能性を検討する。もっとも、米国の議論は米国家族法を前提とするため、その日本法への示唆を明らかにするには、日米家族法の比較が必要となる。よって、日米の財産分配法理を比較分析したうえで、その成果を踏まえ、同族会社の特性に即した少数派株主救済のあり方を考察する。

参考文献

拙稿「離婚法理の拡張による同族会社における少数派株主の保護」法学86巻1-2号111-162頁（2022年）、同「家族関係の変化が会社に及ぼす影響とは？——同族会社の財産分配と事業承継」法教535号33-38頁（2025年）、同「同族会社における少数派株主の保護——日米家族法の視点から——（1）」法学89巻2号68-89頁（2025年）

ウ データの法的帰属・保護に関する一考察 ——ドイツの「データ所有権」論を手掛かりに——

横浜国立大学講師 原 田 弘 隆

無体物であるデータの帰属の規律に関して、「所有権」構成は一般的に否定されている（民法85条、206条）ことから、実務では契約による規律（債権的構成）が主流となっている。しかし、この債権的構成によれば、対世効がないために保護として不十分ではないかという疑問のほか、契約当事者間の力関係次第では、一方当事者に不利な内容となる懸念も存在する。また、不法行為法による保護も考えられるが、その効果は原則として金銭賠償であるため、データ自体をその「所持者」が「返還」してもらいたいと考える場合に問題である。なお、その財産的価値に鑑みて、データが憲法上の財産権保障の対象になり得るかについては、一般的には立法政策の問題とされているため、いわば立法者の想定し得なかった規律の欠缺状態にある無体物と理解した上で、データの帰属・保護に関する（解釈論・立法論上の）制度設計を検討することも焦点となる。

そこで、一つの解決策として、データの帰属を物権的に規律する可能性を議論の俎上に載せてみる価値があるように思われる。具体的には、日本同様に所有権の客体を有体物に条文上限定しているにもかかわらず、「データ所有権」に関する議論を早くからリードしてきたドイツ民法を参考にする。

まず議論の火付け役となったヘーレンは、データそれ自体が作成されるプロセスに着目することで「データ所有権」構想を提唱する。続くツェヒも、経済的観点に基づき、データに対する排他的権利の創設を立法論として提言する。

しかし上記の肯定的見解に対しては、データの無体性などを理由に疑問視する声があがり、不法行為・契約によるアプローチも試みられた。この批判を受けてヘーレンは、「データ占有」構想へと改説したが、技術的に有体物に準じた取扱いの可能性を示すNFT（非代替性トークン）については、物権法規定の類推適用に前向きな立場を示す。

本報告では、上記議論の変遷過程を分析し、「データ所有権」構想が、データの財産的価値に見合った適切な帰属・保護を与えるものとなり得るかについて、考察を試みる。

参考文献

拙稿「ドイツの『データ所有権』論争に関する序論的考察（１）～（３・完）」立命館法学395号240-284頁、396号236-283頁、397号132-184頁（以上、2021年）、同「NFTに対する『所有権』の成立可能性をめぐる法的議論の整理と若干の考察」立命館法学402号377-406頁（2022年）、同「メタバース上のNFT化された仮想オブジェクトに対する『データ所有権』構想についての一考察」札幌大学研究紀要5号269-305頁（2023年）

(3) 第3部会

ア 広義の企業再編行為における企業価値・事業価値・株主価値・債権者価値の関係について

——株式を対価とし資産の移転を伴う再編行為を中心として——

摂南大学教授 仲宗根 京 子

企業会計基準委員会は民間組織ではあるが、その公表する会計基準は、沿革などから「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会431条）に該当するものとされ、日本の会社法上、一定の法規範性を有するものと解されている。企業結合に関しては、平成9年に連結財務諸表原則が整備され、平成15年には企業結合全般に適用される会計基準が整備された。企業結合会計基準においては、組織再編の形式に関わらず事業譲渡と現物出資も含めたうえで、企業結合を4つの会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共同支配下の取引）に区分したうえで、それぞれの分類ごとに適用すべき会計処理が定められている。また、暖簾の会計処理などをめぐり、国際的な会計基準（IFRS）との平仄をとることが、近年、強く意識されてきている。

一方で、平成13年の組織再編税制導入により、合併、会社分割および現物出資などを用いた適格組織再編については、課税繰り延べなどの恩典が与えられるように法整備されてきている。

本報告は、広義の企業再編行為における利害関係人の利益調整に関わる会社法・商法を含む法制度の在り方について、このような会計学・組織再編税制との関係を意識しつつ、若干の分析を試みるものである。具体的には、事業資産の移転と対価としての株式の交付を伴う会社分割および現物出資となる事業譲渡などにおける、組織再編当時会社および分離元企業の株主と債権者を主たる題材として、会計学のアプローチを用いて、企業価値、事業価値、株主価値、債権者価値の関係を模索し、組織再編税制の適用関係を踏まえて、現行法制度の在り方について、若干の分析を試みたい。

参考文献

拙稿「企業再編行為における企業価値、事業価値、株主価値、債権者価値の関係について——事業資産の移転を伴う会社分割および事業譲渡を中心として」福原紀彦古稀記念論文集編集委員会編『現代企業法の新潮流』（文真堂、2025年）

イ 倒産局面における取締役の会社債権者に対する義務 ——株主利益との関係及び取締役の職責・裁量——

東海大学教授 小林 史 治

倒産局面における会社債権者の利益を考慮すべき取締役の義務については、当該義務に肯定的な先行研究や肯定する学説の影響がうかがわれる裁判例が認められる。その一方で、会社が債務超過などの倒産局面に至った場合、株主利益は必ずしも直ちにゼロになるわけではないとも考えられるため、倒産局面における債権者利益と株主利益との関係が問題となる。さらに、倒産局面における取締役の経営判断原則の適用に触れる見解もあるため、債権者利益の観点も踏まえて、倒産局面における取締役の職責や裁量なども検討されるべき問題と考えられる。

そこで、本報告では、取締役の責任を論じる前提として、倒産局面における取締役の会社債権者の利益を考慮すべき義務に関して考察を行うこととし、その考察を通じて、個別具体的な事項として、(1)倒産局面における会社債権者の利益と株主利益との関係をどのように解するかということと、(2)倒産局面における取締役の職責・裁量などの問題を検討するものである。

会社債権者の利益を考慮すべき義務に関連して、我が国では、取締役の第三者に対する義務を基礎付ける考え方として信認義務を根拠とするものがあるところ、2022年10月、イギリス最高裁が、取締役の会社債権者の利益を考慮すべき義務をコモン・ロー上の義務であるとする判決（以下「Sequana判決」という）を下した。そのため、イギリス法から示唆を受けることを目的として、Sequana判決に至るまでのコモン・ローの発展を辿り、取締役の会社債権者に対する義務を考察する。当該考察では、義務の有無やその根拠とともに、債権者利益の重みに対するSequana判決までの理解と同判決での判断とを対比することで、主として上記の(1)債権者利益と株主利益との関係について明らかにする。

また、本報告では、イギリスにおける取締役の一般的義務のうち、誠実に行動すべき義務と注意義務についてもあわせて考察する。制定法の前身となるコモン・ロー上の誠実に行動すべき義務と注意義務のそれぞれの発展と、制定法である2006年会社法172条及び174条を検討し、裁判所が取締役の義務（特に義務違反）についてどのように判断してきたかを明らかにすることで、(2)倒産局面における取締役の職責・裁量をどう理解すべきか論じるものとする。

参考文献

小林史治「イギリス法を踏まえた取締役の会社債権者に対する義務（1）～（5・完）」金融法務事情2264号24-30頁、2265号23-40頁、2266号39-48頁、2267号37-52頁、2268号35-41頁（以上、2025年）

ウ リーガルリスク上の選択に係る取締役の法令遵守義務に関する検討

名城大学准教授 濱村 実子

会社はイノベーションの重要な担い手であり、新たな技術やサービスの開発による新規的な事業が、社会経済に重要な変化をもたらす。ただし、既存の法制度が追いついておらず、法のグレーゾーンにビジネス・チャンスが潜在する場合がある。取締役は法令遵守義務を負うが、経営判断として、リーガルリスクにチャレンジすることは許容され得るのか。

先行研究では、一切のリーガルリスクを許容しないとすれば社会の発展を阻害してしまうとの見解が見られる。しかし、リーガルリスクにチャレンジする経営判断が、法令遵守義務の観点からどのように法的に評価されるのかは明らかではない。

そこで本報告では、法令遵守の要請と、社会に資するイノベティブな経営判断を阻害しないという要請とのバランスングを目指し、リーガルリスクにチャレンジする経営判断が法令遵守義務の観点からどのように評価され、取締役の責任がどのように設計されることが望ましいのか、検討する。

ところで、近年、イノベティブな事業を展開する米国企業が台頭するが、それら事業はリーガルリスクを伴う場合がある。しかし、米国会社法上、企業は法令の範囲内で事業を行うことが原則であることから、当該事業について法令遵守義務違反の有無を争う訴訟が多発・長期化している。つまり、米国会社法上の法令遵守義務の制度がリーガルリスクを伴う経営判断に対応できているわけではないことが窺われる。このような現状を踏まえ、米国では、法令遵守義務の理論、責任ルール、その他既存の法制度と企業のイノベーションとの衝突を解消すべき問題として捉え、法令遵守を原則とする従来の議論を批判的に検討する流れがある。本報告ではこれらの議論を参照し、示唆を得ることを試みる。

本報告の流れは次のとおりである。第一に、法令遵守義務に関する米国裁判例や上記先行研究を参照し、法令遵守を原則としつつも、リーガルリスクを伴う経営判断を必ずしも否定しない立場が示されていることを紹介する。第二に、その一方で、ビジネスリスクとリーガルリスクとで、取締役の法的責任が問われる場合にその司法審査のあり方が異なることから、その要因と考えられる両リスクの性質の相違を整理する。そして、リーガルリスクにチャレンジする経営判断の在り様によっては、リーガルリスク特有の性質に係る問題が克服されると解し得ることを示す。第三に、第一および第二の内容を踏まえ、リーガルリスクにチャレンジする経営判断が、どのようなかたちで行われ、また、リーガルリスクの評価がどのように行われれば、日本会社法上法令遵守義務の観点から許容され得る経営判断として認められるか、検討する。

参考文献

濱村実子「取締役の法令遵守義務に係る責任の再検討（１）（２）（３・完）新たなビジネス創出を促進するために」名城法学75巻1号71頁、同巻2号55頁、同巻4号27頁（2025）

資 料

Ⅱ ワークショップ資料 (2026年10月10日)

A 民法判例教育 ——教え方を中心に——

司会者・報告者	立命館大学特任教授	松 本 克 美
報告者	京都大学名誉教授・弁護士	松 岡 久 和
報告者	立命館大学教授	和 田 真 一
報告者	立命館大学教授	中 山 布 紗

我々は、科学研究費補助金を受けた共同研究「法科大学院における判例教育教材と教育方法の実証的・実践的研究」（2024年度～2026年度）を行ってきている。問題意識や2年間の活動内容は、すでに公表している（資料のurlは大会特設ページに掲載）。

受講生アンケートの分析は、2025年6月の臨床教育法学会第18回大会でも発表した。しかし、各法科大学院からの教材提供の要請は、公開を予定していないということで断られてしまい、教材を比較・検討して異同を明らかにし、教えるべき内容を検討する、との課題は実現できていない。教員アンケートや4名の先生方の意見聴取によれば、判例を学ぶ意義については、かなり共通認識があるように思われる。一方で、どのような判例をどのような基準で選んで教えるのか、法学部と法科大学院の未修者・既修者において判例の教え方にどのような段階をふまえるのか、学生・院生の自学自修との分担関係をどう構想するか、事実関係と判旨の対応関係や審級毎の判断の違いをどこまで授業で拾うか、大審院判例を含む判例の読み方を示す必要はないかなど、時間の制約が厳しい中における工夫や悩みを共通化する必要性が強く感じられる。

日本私法学会のワークショップにおいては、研究者でもある教える側が、どのような認識に基づいて、どのように考えているのかを、率直に意見交換して、共通認識を確認するとともに、多くの残る課題に対する対処の仕方を模索したい。

なお、共同研究は、法科大学院の民法科目に焦点を絞って行っているが、上記の課題意識では、法学部教育との関係も重要であるし、民法以外の科目における判例の扱いの違いなども検討する必要があるので、私法学会の会員で判例教育に関心をお持ちの方の参加をひろく呼びかけたい。

B 保険法研究における実証分析の意義 ——法と経済学の各論として——

司会者	京都大学教授	山 下 徹 哉
報告者	関西大学教授	原 弘 明
コメンテーター	神戸大学教授	榎 素 寛

商法分野（特に会社法分野）においては、法と経済学（法の経済分析）の手法を用いた研究が定着し、理論・実証の双方において様々な理論的示唆を提供している。他方、保険法分野においては伝統的な意味での比較法研究が主流を占めており、報告者の認識する限り、法と経済学による分析はごく限られた状態が続いている。

もっとも、保険法は、古くから保険学という商学・経済学分野に属する学問領域と密接な関係を維持してきたし（例えば、日本保険学会は法学と経済学・商学の研究者および実務家が属する学術団体である）、保険はその中心に情報の非対称性や不確実性が位置づけられるほか、大数の法則・収支相等の原則・給付反対給付均等の原則などに代表される保険数理を不可欠の前提とする金融商品である。従って、保険法の解釈論・立法論のいずれも、理論モデル分析と実証分析の両面において、経済分析との親和性が高い分野であると思われる。

かかる認識に基づき、報告者は、保険法制定時に法制化が検討されたものの、業界の自主規制に委ねられた、未成年者を被保険者とする死亡保険契約の規制を取り上げ、当該規制が一般世帯の保険加入動向に与えた影響について実証分析を試みた（参考文献参照）。生命保険が資産の世代間移転の性質を併有することから、上記自主規制の影響として高所得者層ほど未成年者をより死亡保険契約に加入させなくなる、という仮説を立て、その妥当性を検証したところ、仮説に整合的な検証結果を得た。

本ワークショップにおいては、かかる報告者の経験をもとに、保険法研究における実証分析の意義について検討したい。また、前記研究に加え、別テーマにかかる探索的研究を旬刊商事法務2434号に予稿として掲載予定である。

さらに、コメンテーターである榎教授は、保険学研究者との共同研究として、理論モデルを用いた研究成果を国際ジャーナル誌にて公表した経験を有することから、当日は理論モデル面も含めて、広く保険法研究における法と経済学（法の経済分析）の意義についてフロアと意見交換をすることを目指したい。

参考文献

原弘明=BI HANXUAN「子どもを被保険者とする死亡保険契約の自主規制と富裕世帯の加入行動の変化」生命保険論集234号（2026）129頁、原弘明「未成年者を被保険者とする生命保険についての一考察」月報司法書士634号（2024）53頁

資 料

Ⅲ 拡大ワークショップ資料 (2026年10月10日)

「法と経済学」を嫌いにならないで

司会者・報告者	一橋大学教授	得	津	晶
報告者	京都大学教授	西	内	康
報告者	東北大学教授	森	田	果
報告者	青山学院大学准教授	増	田	友
コメンテーター	東京大学教授	小	粥	太
				郎

日本の民事法学において、「法と経済学」は今なお、毀誉褒貶の激しい状態にある。田中亘教授や小粥太郎教授の説く通り、「法と経済学」は、利益衡量をよりフォーマルに・検証可能な学術的な方法に基づいておこなうものと位置づけることができる。そして、論者によって程度の差はあれども、法解釈において利益衡量を完全に排除すべきとする立場は少数派であろう。まして立法論をや、である。しかしながら、現実の日本の実定法学・民事法学において、「法と経済学」の方法論が隆盛は企業法にとどまっている。その他の領域、とりわけ法律学の女王とされる民法学において法と経済学は普及しているとは決して言えない。もちろん、民法学においても法と経済学による研究成果は一部存在する。しかしながら、そのような成果も多くは等閑視され、民法学へのインパクトは限定的なものにとどまっている。

このような現状の背景には、多くの法律学者の法と経済学への不信感がある。伝統的な法と経済学の議論は、当事者の合理性を前提に、経済的価値の最大化や効率性のみを指標としてきた。だが、このような前提・指標は現実の法律問題に常に妥当するものではない。また、法と経済学の議論がアメリカ法学由来であることから、実作としての法と経済学の議論がフィットするのはアメリカの法制度であり、大陸法系である日本法の制度がアメリカ法の制度とは異なれば異なるほど、輸入してきた法と経済学の議論をそのまま日本法に活用することが難しくなる。以上の懸念は、限定合理性を前提とした行動経済学の導入や目的関数の変更、そして、日本法に法と経済学の議論をアジャストすることで、少なくとも理論的には克服可能である。本企画責任者らが2025年に上梓した『法と経済学』の教科書は、後者の懸念の克服を目指したものである。

しかしながら、日本の法学者が、以上の問題点を克服した「法と経済学」を展開するには、経済学の分析手法の修得という多大なコストがかかる。にもかかわらず、経済学の議論を活用しても、これまで法律学で論じてきた諸問題に対して具体的な結論を導きだすことができるのか定かではない。そこで、本拡大WSでは、日本の民事法学への「法と経済学」を具体的な活用方法、およびその意義と限界について意見交換を行いたい。

現在の法と経済学は、ステロタイプな当事者の合理性や効率性のみを基準とした狭いものではなく、多種多様な研究手法（例えば、サーベイ実験など）が普及し始めている。その様な新たな研究手法はどのようなものなのか、そして新たな研究手法の法律学への意義はどのようなものなのか。

このような新たな分析手法は、法律学者にさらに大きな修得コストを課すものとなる。現実問題として、法律学者が、最先端の経済学の手法を用いた研究を完璧に実施するのは不可能であろう。それでは、法律学者が、法と経済学を完全には断念せずに、研究を進めるには、現実にはどのように研究をしていけばいいのか、どのような研究まで許されるのか、このような「妥協した」法と経済学の研究にどのような意義があるのか。

本拡大WSでは、民法研究者と商法研究者とで以上の諸点について意見を交換していきたい。「法と経済学」は応用可能性の広いものであって、さまざまな研究が可能である。そのような法と経済学の議論と、これまでの民事法学の議論とは、もっと生産的な「対話」ができるはずである。もちろん、本拡大WSの登壇者も法と経済学の全てを語ることはできない。だから、「僕（たち）のことは嫌いでも、『法と経済学』のことは嫌いにならないでください」。